

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
所在地／三原市長谷一丁目6番1号
電話／0848-66-1111
FAX／0848-66-1112

「みんなで考える人権講座」

性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう”私らしく暮らせるみはらへ”に向けて私たちに何ができるかみんなで考えてみましょう。

とき 1月11日（水）①10:00～11:00 ②14:00～15:00

ところ 三原市人権文化センター 2階大会議室

- 内容
- ・講演 「私らしく暮らせるみはらへ」
人権啓発指導員 別所邦彦（べっしょくにひこ）さん
 - ・意見交換会 人権文化センター職員がパネラーとなり
男女共同参画について身近で分かりやすい話題で
意見交換をします。



イクメンお父さん

定員 各回とも35人で申し込み不要 入場無料

※ 午前・午後とも同じ内容で実施します。都合のいい時間の回にご参加ください。

文化祭の様子をHPで配信します！登録型本人通知制度に登録を

当日観た人も、見逃した人もぜひ一度ご覧ください！

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1 ステージ（団体名） | 2 展示（教室名） |
| ①プティフルール・アン
サンプル（合唱） | ①絵手紙教室（三原） |
| ②ポコ・ア・ポコみはら
（吹奏楽） | ②絵手紙教室（本郷） |
| ③三線クラブゆいまーる
（沖縄三線） | ③書道教室 |
| ④三原高校器楽部OB会
（吹奏楽） | ④生花教室 |
| | ⑤パソコン教室 |



※公開予定
12月22日12時～ 文化祭のホームページに案内します。

戸籍等の不正請求は許さない！

登録型本人通知制度は、市が戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。戸籍謄本などの不正請求や不正取得の抑止に効果があるこの制度に一人でも多くの登録をよろしくお願いします。



登録は市民課または各支所まちづくり係まで 市民課のホームページに案内します。

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

- ◇とき 土・日・祝日を除く10時～16時
- ◇ところ 三原市人権文化センター
- ◇電話 0848-66-1111



■人権文化センター略図



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



まな 学ぼう！SDGs (持続可能な開発目標) (5)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権のひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

4 質の高い教育をみんなに



【目標4. 質の高い教育をみんなに】

どんな人でも差別されことなく、総合的かつ公正でしっかりとした教育を、生涯にわたって提供され、学ぶことができる社会にすることが目標です。

「学校に行きたい」

ユネスコの統計資料によると、学校に通えていない子ども(6~14歳)が約1億2100万人います。(15~18歳)も合わせると約2億5,800万人の子どもが学校に通えていません。また、文字の読み書きができない成人は約7億7,300万人(世界の15歳以上の6人に1人)いて、サハラ以南のアフリカや、女性の識字率が低い傾向にあります。

「日本の現状」

日本では、2021年の生活保護受給者の数は約200万人となっており、経済格差が進学率の差となって表れています。全世帯の大学等の進学率が75.2%なのに対して、生活保護世帯の進学率は39.9%となっており、2倍近くの開きがあります(厚生労働省「生活保護制度の現状について」より引用)。進学塾や家庭教師などの費用を出せるかどうかで教育を受ける機会に差がつくだけでなく、大学へ通うには、入学金や授業料などの費用が必要になるために諦めざるを得ないといったことが頻繁に起こっています。

「教育とは学校教育だけをいうのではない」

目標では、すべての人が、就学前教育から、就労に必要な職業教育まで平等に教育を受けることを保障するとともに、生涯教育によって、持続可能なライフスタイル、人権、平等、平和及び非暴力、豊かな文化などが保たれる社会の実現をめざしています。



★きょうは何の日？ 1月 人権カレンダー

1月24日は「法律扶助の日」

1952(昭和27)年1月24日、法律扶助協会が制定しました。法律扶助とは、経済的な理由などで裁判を行えない人びとに対して、裁判費用の立て替えなど弁護士・司法書士の費用を援助することによって裁判を受けることを保障する制度のことをいいます。国民は裁判によって自らの利益を守ることを主張できますが、裁判を受けることができるのは大切な権利の一つだといえます。これを機会に人権について改めて考えてみませんか？